

宮城県地方税滞納整理機構通信

納めLINE

平成25年度
第2号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

機構活動状況

4月下旬から滞納事案の引受ヒアリングを開始し、5月から引受た事案の滞納整理に着手しました。

事案を引受した滞納者に対し催告書を発付してから、電話や来所相談者の対応に追われる日々でしたが、それもひと段落し、現在は給与や売却金等の債権を中心とした差押えを行っております。

早期引受・早期着手を行った結果、7月末の徴収率は、機構創設以来最高の徴収率を達成した昨年度の同時期の率を上回っております。

これから、現地調査や捜索など、機構の機動力を生かした滞納整理が本格始動します。で、今後も御注目ください。

徴収状況 (両年度とも7月31日現在)

	平成25年度	平成24年度	前年度 同期比
引受件数 (件)	840	938	▲ 98
引受税額 (千円)	907,494	1,126,230	▲ 218,736
徴収済額 (千円)	162,064	177,795	▲ 15,731
徴収率	17.9%	15.8%	2.1%

機構参加市町村の取組み事例紹介

美里町

公金収納一元化
を達成するために

美里町は平成21年度に、税務課内にあつた徴収対策室を独立させ徴収対策課とし、人員も3人から7人(機構派遣1人含む)と増員して、徴収の強化を図りました。

立ち上げ当初は、町のすべての債権を徴収する予定でしたが、税の滞納額が高額であることから、2年間ほぼ税の滞納整理ばかりでした。

平成23年度から公債権(保育所保育料、下水事業受益者負担金等)や私債権(住宅使用料、災害援護資金等)の徴収に着手すると、予想通りではあるが大半の事案が税金と他の債権の両方を滞納しているのが実態でした。そうすると問題なのが、税金で厳しい徴収をする

ると他の債権を納める余力がなくなってしまう、そちらの滞納が増え、税と私債権では、税金と私債権では、債権管理の方法も違うの



美里町徴収対策課

ない判断できれば、執行停止等の方法による整理も可能だからです。また、税金に滞納がなくて私債権だけが滞納となっている場合は、今まで担当課に対して反応

がなくても徴収対策課からの催告書だけで納まったり相談に来るケースもあり、滞納処分を専門にする部署による公金収納の一元化には一定の効果があり、宮城県地方税滞納整理機構の存在と同様なことが起きています。

で、任意納付や分納誓約の場合は私債権を税金より先に納めさせ完納となりました。なぜなら、税金を徴収する場合は、質問検査権や自力執行権といった強制的に調査徴収する権限があり、もしそこで資力が

平成24年度からは、より効果的で効率的な公金収納一元化を達成できるよう美里町町税及び債権収納向上対策本部を設置し、収納向上対策実施計画や徴収対策課への滞納処分・強制執行移管の流れを作成し徴収に

今年度から県内のほとんどの市町村で、給与所得者の個人住民税の特別徴収義務者一斉指定がスタートしました。

個人住民税の

特別徴収義務者一斉指定 がスタートしました!

これまで比較的規模の小さい事業所では、ほとんど個人住民税の特別徴収をしていませんでしたが、今年度から、事業所の協力により給料からの個人住民税を特別徴収(いわゆる給与天引き)していた

特別徴収のメリットとしては、納税義務者(従業員)が金融機関等の窓口に行つて納付する手間が省けることや、うっかり納め忘れてしまった、ということも無くなりません。また、年4回納付書で納

める場合(普通徴収)に比べて、年12回に分けて給与天引きされるので、1回あたりの納付額が少なくなり負担感が小さくなります。会社や個人の事業所にお勤めの方で、まだ個人住民税が特別徴収されていない方は、この機会に是非特別徴収の制度を活用してください。

また、事業者の方には、個人住民税が住民の方々に様々な行政サービスを提供するための貴重な財源であるということをご理解いただき、特別徴収にご協力をお願いいたします。なお、今年度から一斉指定が実施できなかった市町村でも、来年度から一斉指定が進められる予定です。

捜索7つ道具 徹底解説 第4回

今回ご紹介するのは『梱包用品』です。

機構では滞納者宅を捜索し動産を差し押さえた場合に、梱包用品を使用しています。具体的には、気泡入り緩衝材(プチプチ等)です。特に、壊れたり傷つきやすいものを運搬したり保管する際は必需品です。



こういったものを差し押さえるかはケースバイケースですが、差し押さえた動産はインターネット公売に

より換価するか、滞納税金が完納になれば差押を解除し滞納者に返却することになります。そのため、差押動産を傷つけたり破損させたりすることのないよう慎重に保管しなければなりません。万一、傷つけたり破損させたりすれば、滞納者に対して損害賠償の責めを負うことになりかねないので、差押動産の取り扱いには十分な注意が必要です。

今後、機構においては捜索等による徹底した財産調査を行い、早期の滞納解消を目指していきます。

研修レポート

機構職員
の
受講報告

先日東京都中野都税事務所を会場に開催された東京税務セミナー(財産調査コース)を受講しました。

滞納整理において、もちろん財産調査する前段階で完納に持ち込めればベストですが、滞納者も十人十色なかなか完納に持ち込めない事例もあります。

そういった状況で、滞納者の財産調査は、その財産の種類に応じて納税折衝の材料にしたり又は差押をし換価することにより税金に充てたりと、滞納整理において非常に重要な業務であり、なおかつ業務に占める

時間もかなりの割合を割きます。1日目は決算報告書(貸借対照表等)から、換価価値の高い財産を見し、差押する場合の優先順位等について学びました。

2日目は、滞納者が貸しビルを所有している設定で、実際に受講者が徴税吏員及びビル居住者に扮し、滞納者の財産に関連する項目を聞き取れるかを実践しました。

3日目は、セミナー会場を滞納者宅に見立て、受講者が徴税吏員及び滞納者に扮し捜索を実践しました。



機構職員へのヴォイスマ

平成25年7月12日、兵庫県宝塚市役所において固定資産税の滞納処分のため不動産や預金を差押されたことに腹を立てた滞納者が、職員と口論の末に激高し、市役所を放火するという事件がありました。

焼けた天井や壁面、空調設備などの被害額は1億4700万円になると宝塚市は発表し、その後のネットでは職員と滞納者のそれぞれの対応を擁護したり非難したりする書き込みが見受けられました。

我々徴税吏員は、滞納税が解消されないときは、財産を差押しなければならぬと法に規定され職務に当たっています。

事件の報道の後には「明日は我が身か」と思いましたし、「今からガ

今後、実際に滞納整理業務において捜索が行われることから、現場での滞納者とのやりとり等を経験できなかったことは非常に参考になりました。

あとは、このセミナーをどう活かすかは自分自身にかかってくると思うので、「実践あるのみ」という強い気持ちで滞納整理に取り組んでいきたいと思えます。

ソリンをもってお前の所に行くぞ」と話す滞納者もいました。しかし、私怨を晴らしても滞納している税は無くなりませんし、私たちは組織で行動しています。滞納税が完納になるまで徴税吏員は滞納者に対し税の公平性を守るため滞納処分を実施していかなければなりません。

事件後も毅然とした態度で対応することが必要と私は改めて考えました。そして、事件になる前に滞納者から信頼され滞納者が自ら前向きに納税するよう私は行動して努力し続けていかなければならないと考えます。

機構に在籍している期間に上司や先輩、同僚とともに多くのことを学び、緊張感を持って、税の公平性を守るため活動していきたいと思えます。

ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構
(宮城県総務部地方税徴収対策室内)
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-1166 681
FAX 022-211-2289
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/



機構キャラクター
おさむね君